

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成28年9月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第34条（本サービスの利用の制限）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3.お客様が外国の政府等で重要な地位を占める者等（外国人PEPs）に該当することが判明した場合、お客様の取引毎に第8条3項以外の当社が指定する方法で本人確認を行い、その確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限いたします。</p>	<p>第34条（本サービスの利用の制限）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p style="text-align: right;">（<u>新設</u>）</p>
<p>第34条の2（建玉の任意決済）</p> <p>1.お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を除く）が行っていることが判明した場合、当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、お客様保有の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。</p> <p>2.第34条第6号及び第7号に該当した場合、お客様の取引について口座名義人の同意の有無に問わらず二親等以内の親族が行なっていると当社が判断した場合は、当社がお客様に1ヶ月以上の期間を定めて通知した上で、お客様保有の建玉を任意に反対売買を行えるものとします。</p>	<p>第34条の2（建玉の任意決済）</p> <p>1.お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を除く）が行っていることが判明した場合、当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、お客様保有の建玉を任意に反対売買（現引もしくは現渡を含む）を行えるものとします。</p> <p>2.第34条第6号及び第7号に該当した場合、お客様の取引について口座名義人の同意の有無に問わらず二親等以内の親族が行なっていると当社が判断した場合は、当社がお客様に1ヶ月以上の期間を定めて通知した上で、お客様保有の建玉を任意に反対売買（現引もしくは現渡を含む）を行えるものとします。</p>

新	旧
<p>第35条（解約）</p> <p>次の各号に該当する場合、当社はお客様との本サービス提供に係る契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1)から(8)（省略）</p> <p>(9)お客様又は代理人が<u>暴力団</u>、<u>暴力団員</u>、<u>暴力団準構成員</u>、<u>暴力団関係企業</u>、<u>総会屋等</u>、<u>社会運動標榜ゴロ</u>、<u>特殊知能暴力集団</u>又はこれらに準する者等の<u>反社会的勢力</u>に該当すると当社が判断した場合。</p> <p>(10)お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>(11)から(15)（省略）</p>	<p>第35条（解約）</p> <p>次の各号に該当する場合、当社はお客様との本サービス提供に係る契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1)から(8)（省略）</p> <p>(9)お客様が暴力団員、<u>暴力団関係者</u>又は<u>総会屋等の社会的公益に反する者</u>に該当すると当社が判断した場合。</p> <p>(10)お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(11)から(15)（省略）</p>
<p>第35条の2（解約時の手続き）</p> <p>当社が、前条の定めにより本契約に係るサービスを解約する場合の手続きは以下の定めにより行うものとします。</p> <p>(1)当社がお客様よりお預かりしている金銭や有価証券等につきましては、当社の任意の方法によりお客様に返還するものとします。</p> <p>(2)前項の場合において、本券による返還又はお客様の指定する口座管理機関等への振替が困難なものについては、お客様のご指示により、当社が所定の方法により換金したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。</p>	(新設)

新	旧
<p>(3)お客様に未決済の建玉がある場合には、すべての建玉を、お客様の計算において、当社が任意に反対売買したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。</p> <p>(4)金銭の返還についてお客様が当社にご通知の金融機関口座への振込みにより行います。ただし、この方法がとれない場合には、当社の判断により現金書留、供託等の方法により返還するものといたします。</p>	

以上